

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

1m 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 3

株式會社戸谷運送店定款

株式會社戸谷運送店定款

第一章 総 則

第壹條

當會社ハ株式會社戸谷運送店ト稱ス

第貳條

當會社ハ本店ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ジ取締役會ノ決議ニヨリ支店又ハ出張所ヲ便宜ノ地ニ設置ス

第參條

當會社ハ左記ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第肆條

一、貨物輸送及之ニ附帶スル一切ノ事業

第伍條

當會社ノ資本金ノ總額ヲ金五萬圓トス

第第六條

當會社ノ株式總數ヲ壹千株トシ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第第七條

當會社ノ株券ハ記名式トシ壹株券、五株券、拾株券、百株

第第八條

券ノ四種トス

第九條

株金ノ拂込ハ第壹回ニ全額ヲ拂込ムモノトス

株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日

第二章 株式及株主

迄金壹百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ遲滯利息ヲ支拂ヒ尙拂込遲滯ノ爲メ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第拾壹條

株式ノ賣買贈與ヲ爲サントスル者ハ當會社ノ書式ニ據リ當事者双方ノ連署ヲ以テ、又相續其他ノ事由ニ依ル株式ノ讓與並ニ競賣及法律ノ規定ニ基ク株式ノ取得ハ必要ナル證憑書類ヲ添ヘ株主名簿ニ其登錄ヲ受クベシ

第拾壹條

株券ヲ紛失シ又ハ毀損シ新株券ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ株數、番號、種類及事由ヲ具シ二名以上ノ保證人連署シ其旨届出スベシ、此場合ニ於テハ當會社ハ其ノ株券ヲ無效トスペキ旨ヲ三日間公告シ尙三十日ヲ經テ發見セズ且ツ故障ノ申出ナキトキハ新株券ヲ交付ス

株券ヲ汚染毀損シタル爲又ハ株券ノ分割合併ニヨリ再交付ヲ請フ者アルトキハ其ノ株券ト引換ニ新株券ヲ交付ス

前記公告料ハ請求者ノ負擔トシ新株券交付及名義書換手數料ハ別ニ定ムルトコロニヨリ請求者ヨリ徵ス

第拾貳條
株主又ハ其ノ法定代理人ハ住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ届ケ出ベシ、其變更シタルトキ亦同ジ、若シ届出ヲ爲サルトキハ當會社ハ諸般ノ通知ニ對シ其ノ責ヲ負ハザルモノトス

當會社ハ毎會計期間満了ノ日ノ翌日ヨリ定期株主總會終了ノ日迄株式ノ名義書換ヲ停止ス、臨時株主總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其ノ總會終了ノ日迄亦同ジ

第拾四條
當會社ノ株式ハ取締役會ノ承認ナクシテ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス

第三章 株主總會

第拾五條 定時株主總會ハ毎年壹回二月之ヲ開クモノトス

臨時株主總會ハ取締役又ハ監查役ニ於テ必要ト認メタルトキ及商法第百六拾條ニ依リ株主ヨリ請求アリタルトキ總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ議事ニ涉ルコトヲ得ズ

第十七條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長事故アルトキハ他ノ取

締役之ニ代リ取締役全員事故アルトキハ出席株主中ヨリ之ヲ選任ス

第拾八條 株主ハ代理人ヲシテ其議決權ヲ行使スルコトヲ得、但シ代理人ハ當會社株主ニ限ル

第拾九條 株主總會ノ決議ハ出席株主ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル場合ハ議長之ヲ決ス、此ノ場合ニ於テ議長ハ自己ノ決議權ヲ行使スルコトヲ得

第二貳拾條 組合ニ於テ決議シタル事項ハ決議錄ニ記載シ議長及出席株主二名以上記名捺印シテ當會社ニ保存スペシ

第五章 役員

第貳拾壹條 當會社ニ取締役三名以上監查役二名以上ヲ置ク

第貳拾貳條 取締役ハ壹百株以上監查役ハ參拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

第貳拾參條 株主總會ハ取締役中ヨリ會社ヲ代表スペキ社長一名專務取締役一名ヲ選任スペシ

但シ社長、專務取締役其一ヲ缺員トスルコトヲ得
第貳拾四條 取締役ハ其任期中自己ノ所有スル當會社ノ株式壹百株以上ヲ監査役ニ供託スベシ、取締役力退任後ト雖モ定期株主總會ニ於テ其在任中取扱ヒタル事務ノ承認ヲ得ル迄亦同ジ
第貳拾五條 取締役ノ任期ハ參ヶ年監査役ノ任期ハ貳ヶ年トス、補缺ニ依リ選任セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間トス
但シ再選ヲ妨げズ

第貳拾六條 會計期間ノ途中ニ於テ任期満了セルトキハ其ノ會計期定期株主總會終了ニ至ル迄其任期ヲ延長ス

第貳拾七條 取締役及監査役ニ缺員ヲ生ジタル場合ト雖モ法定員數ヲ缺カス且業務ニ支障無キトキハ補缺選任ヲ行ハサルコトヲ得
第貳拾九條 顧問又ハ相談役ノ嘱託及營業上必要ナル支配人ノ任免雖陽及其ノ報酬給料ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
第參拾條 取締役會ハ取締役半數以上ノ出席アルニ非サレハ決議スル

事ヲ得ズ

第參拾壹條 取締役會ニ於テ決議シタル事項ハ決議錄ニ記載シ各自記名捺印スヘシ

第參拾貳條 監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得又何時ニテモ帳簿書類及金庫内ヲ検査シ業務ノ實況ヲ調査スル事ヲ得

第六章 計 算

第參拾參條 當會社ノ營業年度ハ一箇年ヲ一期トシ毎年貳月壹日ヨリ翌年壹月參拾壹日迄トス

第參拾四條 每期ノ利益金ヲ左記ノ通り之ヲ處分ス
一、法定積立金 利益金ノ百分ノ五以上
二、別途積立金
三、役員賞與金
四、株主配當金
五、後期繰越金

百分ノ十以内
若 干

第參拾五條 株主配當金ハ其ノ決算期末日現在ノ株主ニ之ヲ配當ス
配當金ハ支拂期日ヨリ満參ヶ年ヲ經過シ尙ホ請求セサルト
キハ當會社ノ所有ニ歸スルモノトス

第七章 附 則

第參拾六條 當會社ノ負擔ニ歸スペキ設立費用ハ金壹千圓以内トス

第參拾七條 本定款ニ規定ナキ事項ハ總テ法令ノ規定ニ從フモノトス

第參拾八條 當會社ノ發起人ノ住所氏名及引受株數左ノ如シ

持株數	住 所	氏 名
百 六 持 株	千葉縣市原郡高瀧村本郷四八四	戸 谷 房 次 郎
五 百 持 株	東京市芝區三田豐岡町五三	戸 谷 富 佐 雄
百 參 持 株	東京市芝區白金臺町一ノ八一	田 中 敏 晴
五 持 株	新潟縣中魚沼郡中深見村所平二六一	桑 原 幸 一
百 參 持 株	埼玉縣入間郡水谷村字水子二五八〇	荻 元 圭 助
百 持 株	宮城縣栗原郡長崎村小坂本九八ノ一	高 橋 永 安

右株式會社戸谷運送店設立ノ爲此定款ヲ作成シ發起人左ニ記名捺印ス

昭和九年貳月 日